

# 電帳法対応に必要な 規程の作成について

株式会社 NIコンサルティング

# 規程作成にあたっての注意事項

電帳法に関連する各種規程は国税庁よりサンプルも提示されていますが、規程内容の記載方法は厳密に定められているものではありません。

規程の作成にあたっては国税庁のサンプルなども参考にしながら、貴社での運用の実態にあわせた社内ルールを文書化するようにしてください。

※事務手続きや訂正削除の手続きなど必要事項が明確に記載されていれば、規程文言の表現方法など細かい部分を過敏に気にする必要はありません。

(参考) 国税庁：各種規程等のサンプル

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

※上記URLは2022年8月末時点のものです。今後国税庁HPの改変に伴い変更となる可能性があります。  
都度、国税庁HPで最新情報を確認するようにしてください。

なお、電帳法関連の規程作成に関する個別質問は各社様ごとに状況も異なることから、  
**サポートデスクへの問合せは受け付けておりません。**

個別の作成支援が必要な場合には、有償で作成支援メニューもございますので、弊社担当者までご相談ください。

# 電帳法対応に必要な規程について

以下、「電子帳簿保存法スタートアップガイド」より抜粋して説明いたします。

[必要な準備]

電帳法の類型	必要な準備	根拠法令
B. 電子帳簿等保存（書類）	① 操作説明書 ② 事務手続を明らかにした書類	電帳法施行規則第2条第3項 （国税庁 電帳法一問一答【帳簿書類関係】）
C. スキャナ保存	① 操作説明書 ② 事務手続を明らかにした書類 ③ スキャナによる電子化保存規程	電帳法施行規則第2条第6項第1号ロ・第7号 （国税庁 電帳法一問一答【スキャナ保存関係】）
D. 電子取引	④ 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程	電帳法施行規則第4条 （国税庁 電帳法一問一答【電子取引関係】）

※Sales Billing Assistant については④の規程は不要です。

[成果物]

必要な準備	法令で求められている内容	対応方法
① 操作説明書	システムの操作説明書	弊社のオンラインマニュアルが該当
② 事務手続を明らかにした書類	適切な電子保存をすることを目的として、責任者、作業の過程、順序及び入力方法などの手続を明確にしたもの	1 社内ルール化が必要 国税庁のHPにサンプルがあり、それを参考に作成
③ スキャナによる電子化保存規程	業務サイクルに応じた入力事務を行うことによる改ざん防止を目的として、作業責任者、処理基準、判断基準等やワークフローなどの企業の方針を定めたもの	
④ 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程	電子取引データの真実性を確保することを目的として、正当な理由がない訂正削除の防止に関する事務処理のルールを定めたもの	2

左図②～④は国税庁のHPにてサンプルが公開されています。

②の書類については③の規程と内容が重複するため、③の規程にまとめることが可能です。

① . . . スキャナによる電子化保存規程案

② . . . 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

# 作成手順

電帳法スタートアップ動画ページより以下の4点をダウンロードしてください。

## ■ ① スキャナ保存

- 【スキャナ】 スキャナ保存規程に関する検討シート
- 【スキャナ】 NI Collabo 360を利用したスキャナによる電子化保存規程案

## ■ ② 電子取引

- 【電子】 事務処理規程に関する検討シート
- 【電子】 NIコンサルティング製品を利用した電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程案

それぞれ検討シートをもとにして  
電子取引、スキャナ保存、電子帳簿等保存での区分別に取引状況の洗い出しを行います。

検討後、検討シートからそれぞれ規程案を作成します。